

新潟労働局と日建連北陸支部意見交換会

日 時：令和4年12月6日（火）13：30～

場 所：興和ビル10階 会議室

<新潟労働局>

労働基準部健康安全課	主任産業安全専門官	中村 健治
労働基準部監督課	主任監察監督官	久川 禎之
雇用環境・均等室	室長補佐	佐藤 大介



■挨拶

（日本建設業連合会北陸支部：荒明安全環境対策委員長）

日本建設業連合会北陸支部の副支部長で、安全環境対策委員長を務めております荒明でございます。開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、年末を控えた大変お忙しい中、中村 主任産業安全専門官様をはじめ、関係部署の幹部の方々にご出席を賜り、誠に有難うございます。

また、平素より当支部の活動に対しまして、ご支援とご協力をいただいておりますことにこの場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

現在、政府においては来年度予算の政府原案に向けて作業が進められておりますが、2020年に『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』が閣議決定され、様々な対策が講じられているところです。我々の業界といたしましても、地域の守り手としての使命を一層強く感じているところです。

しかしながら、ご承知のように建設業界は担い手の確保が最重要課題となっている中において、2024年4月からの労働基準法の本則適用も迫ってきているところであり、建設業界における「働き方改革」に積極的に取組むと同時に、「建設技能者」等の処遇改善や職場環境の

改善に努めているところです。

日建連といたしましては、今年度も「週休二日の実現をはじめとした働き方改革」と「建設技能者の処遇改善に資する建設キャリアアップの普及・推進」に取り組んでいるところです。

特に、建設現場における週休2日につきましては、公共工事関係各機関の積極的な取り組みをいただいているところですが、日建連におきましても「週休二日実現行動計画」に基づきまして、4週8閉所の実現を目指して環境整備等を進めているところです。

新潟労働局の皆様には、このような業界の自助努力をご理解いただきまして、引き続き、建設業界の継続発展に向けたご指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、建設業における労働災害は、各位の努力と関係各機関のご指導もあり、長期的には減少傾向にありますが、依然として全産業に占める建設業の死傷者数は3割余りと高い水準にあります。我々日建連北陸支部におきましても安全意識の高揚と労働災害の撲滅に向け決意を新たにするために、毎年「労働災害防止安全推進大会」を開催しているところです。

先月29日には、ご多忙の中を吉野新潟労働局長様からご出席をいただき、ご挨拶を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。今後ともご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

北陸支部といたしましては、工事現場の安全施工の徹底を図るために、現場パトロールや講習会を行うとともに、現場で安全対策を工夫して取り組んでいる好事例等を会員に水平展開するなど、引き続き、支部活動を積極的に行っていく所存であります。

本日は、あらかじめ提案させていただいております課題等につきまして新潟労働局様と意見交換をさせていただき、今後の我々の活動に活かしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、今後とも支部活動につきまして引き続きご指導、ご支援をお願い申し上げます。

本日は、よろしくお願いいたします。

■新潟労働局からの報告

(新潟労働局)

労働局労働基準部健康安全課の中村です。よろしくお願いいたします。

日本建設業連合会北陸支部様におかれましては、日頃から労働災害防止に取り組んでいただいていること、また、魅力ある建設業への変革に向けて、労働条件の向上に取り組んでおられることに対して敬意を表します。加えまして、新潟労働局の施策、特に労働災害防止に

関してご協力いただいているところであり、引き続きご協力をお願いいたします。

令和4年度業種別労働災害発生状況をお配りしていますが、新潟県の労働災害の現状については、令和4年10月末日現在の統計で全業種の休業4日以上死傷者数が3,014件となっており、令和3年同時期と比べまして555人、22.6%の増加となっています。死亡者数については17人となり、令和3年同時期と比べて1人の増加となっています。

建設業については休業4日以上死傷者数は319件となっており、令和3年同時期と比べ13.6%の減少、死亡災害は4人となり、令和3年同期と比べ2人の増加となっています。年末を迎えていますが、これ以上死亡災害を発生させないという決意のもと、労働災害防止に一層の取り組みをお願いいたします。

なお、建設業の死亡災害4人の内、2人が感電による死亡災害になっており、適正な電源防護管理が必要と考えております。本日は、よろしくをお願いいたします。



■ 「第13次労働災害防止推進計画」の取り組みについて

(日本建設業連合会北陸支部)

労働者の安全と健康を守り労働災害を減らすため、2018年度に策定された「第13次労働災害防止推進計画」に基づく諸活動は、今年度で最終年度となります。同計画では、2017年と比較して死亡災害で15%以上減少、死傷災害で5%以上減少という目標を掲げています。建設業における死亡事故は、2020年までは3年連続で減少し、目標を達成しておりましたが、2021年は30名の増加となり、建設業では2017年比で10.8%減と目標をクリアするに至っていません。

また、全産業における建設業の死亡事故数の水準は低いとは言えない状況です。

昨年の建設業における労働災害の状況を見ますと、死亡者数は全産業の中で33.2%、死傷者数にあっては10.7%を占めています。要因の1つに就労者の高齢化があり、転落や転倒など動作の反動・無理な動作によるものが多く見受けられます。このような高齢者の死傷者数に関しては、その対策として、人との協調作業を可能とする産業用ロボット等の開発・導入などが見込まれますように、これまでとは異なった切り口や視点での安全対策が現場で求め

られていると考えております。

「第 13 次労働災害防止推進計画」の重点項目の 1 つに、死亡災害の撲滅を目指した対策の推進がありますが、建設業での重篤な災害に対する原因究明及び同種災害の防止対策は喫緊の課題と思われまます。現状における新潟労働局様の分析結果や効果的な対策がありましたら、お聞かせください。特に 2021 年の墜落・転落事故が増加している点につきまして、分析結果等をお聞かせください。

また、昨年も「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための取組のポイント」等の資料をいただいたところですが、今般のコロナ禍にあって企業・業界単位での健康確保のための感染予防対策等の好事例や新たな取組みのご予定がありましたら、お聞かせください。

また、「第 13 次労働災害防止推進計画」が今年度で最終年度となりますが、「第 14 次労働災害防止推進計画」において重点的に取組む内容等について、お聞かせください。

(新潟労働局)

新潟労働局管内における第 13 次労働災害防止推進計画の現状については、死亡災害件数は基準となる平成 29 年年が最小の 8 件という年であり、毎年死亡災害件数を 6 件以下とする目標を掲げていましたが、平成 30 年が 16 件、令和元年が 19 件、令和 2 年が 15 件となっており、目標が達成できていない状況です。また、休業 4 日以上労働災害発生件数も平成 29 年から目標であった 5% 減を達成した年はなく、平成 30 年はプラス 6.7%、令和元年はマイナス 0.9%、令和 2 年はプラス 0.4%、令和 3 年はプラス 27.6%、令和 4 年は 10 月末日現在で 3,014 件となっており、現段階でプラス 20%となっています。昨年からは新型コロナウイルス感染症により、大幅な増加となっています。建設業の 10 月末日現在の速報値では、労働災害発生件数が 319 件、その内死亡災害が 4 件となっています。319 件の内、27 件が新型コロナウイルス感染症であり、業種全体では 3,014 件の中で 1,064 件が仕事に新型コロナウイルスに感染したデータとなっています。

建設業の死亡災害件数を年 3 件減らすよう、重点施策として取り組んできましたが、平成 30 年は 9 件、令和元年は 8 件、令和 2 年は 7 件、令和 3 年は 2 件、令和 4 年は現在 4 件となっており、目標達成に至っていない状況です。

本年の建設業の死亡災害では、屋根の除雪中の心臓発作による災害が 1 件、型枠に挟まれる災害が 1 件、感電に伴う災害が 2 件の合計 4 件の死亡災害が発生しています。

高齢労働者の災害防止対策として、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインを定め、補助金、支援を含めて利用していただいています。建設現場において夏の暑熱時の対策や作業姿勢の改善、通路における段差の解消などに取り組んでいただいた例もありま

す。

令和3年の建設業の労働災害は480件、その内死亡災害が2件発生しましたが、内1件は墜落による死亡災害となっています。建設業の災害の内、墜落災害は137件で28.5%、転倒が66件で13.8%、切れ・こすれが57件で11.9%の順で発生しています。

第14次労働災害防止推進計画の内容、答申も出ており、次の内容で労働政策審議会の安全衛生分科会で審議されています。方向性としては、「災害発生状況、健康確保対策において、中小事業者の安全衛生対策が遅れている。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情があるが、それをやむを得ないとせず、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく」、「引き続き転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいくとともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対応する」こととなっています。問題があれば公表するという流れかと思えます。

重点事項としては、①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発、②労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進。③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進、④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進、⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、⑥業種別の労働災害防止対策の推進、⑦労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス対策、過重労働対策、産業保健活動の推進）、⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進、（化学物質による健康障害防止対策、石綿・粉じんによる健康障害防止対策、熱中症・騒音による健康障害防止対策、電離放射線による健康障害防止対策）の8項目となっています。

第14次計画案の一つの柱として、労働者の協力を得て企業が自発的に安全対策に取り組むための意識啓発に企業全体で取り組んでいくこととしています。また、安全衛生対策に自発的、主体的に取り組むことを促すため、対策に取り組む企業が社会的に評価される環境の整備を進めることとしています。

新型コロナウイルス感染症については、再び感染者数増加が懸念されており、建設現場ではソーシャルディスタンスを取り、無線機でコミュニケーションをとることや距離を取って昼食を取ったり、時間差で取るなどの工夫もしていただいています。昨年同様、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための取組みのポイントにより、感染防止対策を実施していただくようお願いしています。

（日本建設業連合会北陸支部）

「第14次計画案」の中で「化学物質等による健康障害防止対策の推進」が重点事項となっ

ていますが、来年4月から一人親方等の保護ということで、健康障害防止のための法改正が行われることとなっており、元請としても周知を行っていかねばならないと認識しています。また、その後に墜落・転落等に関しての改正も行われると聞いていますが、ご教示いただける部分がありましたらお願いします。

(新潟労働局)

一人親方に対する災害防止の支援事業については、リーフレットを配布していますが、皆さんは元請であることから、指導レベルでよいかと考えると。しかし、下請として現場に入っている場合でも実は一人親方として入っている場合があり、実態としては請負契約となっていますが、労働局としては昨年改正があったように建設業界に働く皆さんの災害防止は、一人親方であっても一緒なのだという考えのもと指導してきました。一人親方として下請に入る場合でも他の労働者と同じように災害防止措置と一緒に取り組んでいただく旨、指導していただきたいと思います。具体的な取り決めとして、罰則規程も設けられています。労働者の方は様々な形態で現場に入っていますが、指導レベルで周知いただきたいと考えています。しかし、今後の流れとしては、罰則規程にも踏み込んだ形で対応することとなります。

質問にありましたリスクアセスメントや化学物質による健康障害防止についても罰則規程が適用されるかどうかは決まっていますが、指導を徹底していただきたいと考えています。実態に基づき判断せざるをえないというのが今の段階だと思っています。

(日本建設業連合会北陸支部)

「第14次計画案」の中で「事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく」とありますが、具体的にどのような評価環境かわかる範囲でお教えください。

(新潟労働局)

第3次産業の中で小売業と社会福祉の2業種は、全国的に見ても労働災害が多いという実態があり、事業者側と私ども行政プラス労働災害防止団体、関連団体、商工会、介護福祉事業協会、自治体等が一つの協議会を作り、労働災害防止に取り組んでいるところです。協議会に参加していただいた事業所が、厚生労働省の労働災害防止のアワードに参加、登録していただき、その中から労働災害防止の取組みに対し、全国的に表彰するという制度を厚生労働省が来年の冬を目指して作りをはじめています。配布資料に「スベっちゃダメよ！ 転倒予防 ムチャしちゃダメよ！ 腰痛予防」と書かれたものもお配りしています。新潟では11月にシンポジウムを開催し、社会福祉の事業所1社と、小売業の事業所1社から発表を行い、普及を図っています。全業種が参加できますが、特に小売業と社会福祉事業者に対して、転

倒や腰痛など、行動災害に特化した対策に取り組んでいる事業者を表彰しており、その取り組みが社会的に評価される制度ということになります。来年度に向けて進んでいるということをご理解いただきたいと思います。

■建設業における働き方改革に関する対応について

(日本建設業連合会北陸支部)

建設業界における働き方改革においては、政府による「働き方改革実行計画」(H29.3.28 働き方改革実現会議決定)、関係省庁連絡会議においては『建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン (H29.8.28)』(H30.7.2 第1次改訂)を策定し公表されております。建設業界においては、①施工の効率化、②品質・安全性の向上など、生産性向上に向けたより一層の自助努力はもとより、公共工事発注機関においても、生産性向上や週休2日モデル工事などの実施により建設業における働き方改革の推進の取り組みが積極的に行われております。また、2024年度から時間外労働の上限規制の適用が迫る中で、工期の適正化の確保が急務となっている状況であり、新・担い手3法に続き、改正建設業法では発注者や元請に対して、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止するなど、適正な工期設定の推進など制度的な措置が打ち出されております。

建設業の場合、特に民間工事における労働時間の短縮は、工期の延伸に直結し、産業界や国民生活に多大な影響をもたらすことも懸念されること、また工期短縮自体が入札競争のための重要な要素であることから、その解決は非常に厳しい状況となっています。そのため、①適正な工期の設定、②適切な賃金水準の確保、③週休2日の実現等に関しましては、民間工事発注者の理解と協力が不可欠となっています。

建設業界といたしましては、関係行政機関からも側面的な支援をいただいているところですが、引き続き、建設業界における働き方改革に関しまして、新潟労働局様からの側面的なご支援をお願いするとともに、特に民間工事発注者に対する適正な工期に関する制度などの新たな取り組みなどありましたら、お聞かせください。

また、労働基準法第33条の「臨時の必要がある場合」についての考え方をお聞かせください。(例：工事現場において出水に備える(警報発令)、出水に対応、一定期間に災害復旧工事に携わる、発注機関の要請に応えた支援等について)

(新潟労働局)

厚生労働省において働き方改革の推進に当たり、働き方改革実行計画に基づき各種施策を展開しているところです。中小企業庁と連携して人手不足対策と併せて中小企業事業者への対策を充実するため、令和元年度から中小企業関係団体と連携しながら取組を進めていると

ころです。新潟労働局では、関係の労使団体や新潟県、関東経済産業局等で「新潟県働き方改革連絡協議会」を構成しており、引き続き新潟県全体で働き方改革推進の取組みを進めていくこととしています。なお、本年度はこの連絡協議会を来年2月頃に開催する予定としています。

配布した資料にもありますが、厚生労働省の委託事業として各都道府県に「働き方改革推進支援センター」を開設しています。中小企業、小規模事業社等を中心として、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、生産性向上による賃金引き上げ等の取組みに関する相談対応やセミナー等の取組みを支援しているところです。

(新潟労働局)

労働基準法第33条においては、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならないということになっています。適用される場合は、法定の時間外労働時間を超え、または法定の休日に労働させることができる旨がうたわれています。対象となる事由については、災害その他避けることができない事由とされており、災害をはじめ通常の事業の運営上、通常予想し得ない突発的、あるいは想定外の範囲を超えた大規模または重篤な事象で、通常必要と認められるような予防措置を講じていても避けられないような事由を指すと考えられています。従って単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認められないということで従前からお示ししているところです。

具体的には、地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等への対応とされており、差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含むとされています。加えて、災害その他避けることができない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応が含まれるとされているところです。

質問にあった工事現場における対応については、その規模や特性、予想される住民への被害などの観点から判断して、必要の限度で法定の時間を超えて、または法定休日に労働させることが認められる可能性があるという理解です。

(新潟労働局)

新潟労働局で毎年開催されています「新潟県建設工事関係者連絡会議」がありますが、その際に指針に基づきます建設業における総合的労働災害防止対策として、適正な工期による安全衛生の確保といった部分も要請していますので、補足としてお話をさせていただきます。

(日本建設業連合会北陸支部)

労働基準法第33条に関して確認させていただきますが、例えば、降雨による待機、地震による現場の巡回、河川の巡回等も含むという解釈でよろしいですか。

(新潟労働局)

実態にもよりますが、基本的には地震、異常な降雨への対応など、対応しなければ公益上甚大な被害が予想されるものは含まれると考えてよいかと思えます。ただし、悪天候あるいは地震後の現場の状況の確認については、少し微妙な部分が出てくると考えていますが、それを放置しておけば、住民に甚大な被害が予想されるといったことに関しましては、臨時の必要があると一般的には認められると考えるところです。

(日本建設業連合会北陸支部)

官公庁からの要請等で公共の河川・港湾設備等の点検、それに関する待機といったものは第 33 条に含まれるという解釈でよろしいですか。

(新潟労働局)

その前提として、例えば河川の状況を放置した場合に洪水等が予想されるといったもので、それを事前に防ぐといった観点では、河川の状況を確認して問題があれば事前に対応しなければいけないといったものであれば含まれると考えています。

(日本建設業連合会北陸支部)

除雪に関しては市民生活に影響を及ぼすものであり、特例措置が認められるという報道もされているところです。第 33 条第 1 項については、対応が限定され、厳格に運用しなければならないということは承知していますが、建設業界では、例えば、河川工事を行っている場合に降雨等による警報発令があった場合は、現場のパトロール点検を行い、実際に破堤等の災害、大規模ではないが一部が崩れた場合には一時的な対応として応急復旧を行います。その後、被害を受けたところは災害復旧工事が発注され、建設業者は非出水期の間には工事を終わらせなければなりません。住民の安全安心に直結する災害復旧工事についても労働基準監督署に第 33 条 1 項による申請をして、認められるのかどうかをご教示願いたいと思っています。

(新潟労働局)

労働基準法第 33 条は、実際に災害が発生している、あるいはその災害の発生が事態急迫ということで予見できる場合は、臨時的な対応だと一般的に捉えられます。例えば、それが一旦落ち着き、その後に河川の緊急の工事をやるという形になると一旦落ち着いたあとの部分であり、従来から第 33 条という部分での捉え方は厳しかったと思えますし、その部分についての変更は特にありません。工事をしなければ川が溢れて甚大な被害が起こるかもしれない場合に緊急の工事をを行うといったものに関しては認められる可能性が高いと思えます。次の異常降雨等に対応するということまで対応できるかということについては、非常に厳しいと考えています。

具体的にここまでというラインが出ていませんので、考え方が難しい部分はありますが、現実的には各監督署に届け出る、あるいは事前にご相談いただきたいと思います。今やらなければ危険が取り去れないといったものに関しては認められるケースがあると思いますが、一旦落ち着いた後ということであれば、今のところ厳しいといった現状です。

建設業界の皆さんからそういったお声をいただいているところですが、現実的には、この第 33 条につきましては、労働基準法で基本的に定められております法定労働時間、法定休日を超えて労働させることができるということで、そういった状況で非常に必要性が高いということをご説明いただければ、理解される部分があると思っています。

働き方改革という点では、健康確保の部分もありますので両輪として考えていただきたいと思います。従来から許可の基準がこの部分しか出ておらず、業界の考え方と行政の考え方を一致させられればよいのですが、現実としては隔たりがあると思いますので、皆様方のご意見をお聞かせいただきながら、取り組んでいきたいと思っています。

■2021 年度の臨検監督の総括と今後の方針について

(日本建設業連合会北陸支部)

政府が平成 29 年 3 月に策定した「働き方改革実行計画」では、現在は適用除外とされている建設業の時間外労働の上限規制が、2024 年 4 月から適用されることから、多くの建設会社が、時間外労働の限度となる月 4 5 時間、かつ、年 3 6 0 時間を超えている現状を踏まえて、労使協定を結び上限を超えないように取り組んでいるところです。

しかし建設業では天候等により時間外労働が左右される可能性の高い業種であること、また発注者と合意した工期の順守が重要なことから、工程確保のため、止むを得ない状況下での土曜日作業も多く見受けられる状況です。

総労働時間の削減のためには、週休二日の確保やその定着が最も実効が期待できる方策であることから、日建連では「週休二日実現行動計画」を策定し、4 週 8 閉所実現に向けて会員各企業が取組んでいるところですが、日建連会員企業を対象とした 2021 年度通期の 4 週 8 閉所以上達成率では土木が 50.0%、建築が 28.0%と昨年度に比べて 1.5~10 ポイント向上しているものの、実現への進捗を急ぐ状況にあります。地方の中小企業や下請業者ではさらに低い状況にあるものと思慮されるところです。

こうした現場の実態や就業構造の変化等にご理解いただいているものと思いますが、令和 3 年の「建設業における監督実施結果」によると、労働基準法（勤務時間等）に関する違反状況が多数見受けられますので、昨年度に実施されました臨検監督の状況と違反傾向などと併せまして、2024 年度からの建設業の時間外労働の上限規制の適用に向けてご指導等いただ

ける事項がありましたら、お聞かせください。

(新潟労働局)

令和3年度に実施した臨検監督の状況と違反の傾向ですが、長時間労働が疑われる事業所に対する監督指導の結果については、全業種で実施事業所 547 件、主な違反内容としては違法な時間外労働が 176 事業所、賃金不払残業が 42 事業所、過重労働による健康障害防止の未実施が 77 事業所、過重労働による健康障害防止が不十分なため改善を指導したものが 222 事業所、労働時間の把握が不適切なため指導したものが 84 事業所となっています。

この内、建設業に限って見ると実施事業所が 121 事業所、内、労働基準関係法令違反が 26 事業所です。26 事業所の主な違反事項別の事業所数は、労働時間に関するものが 12 事業所、賃金不払い残業に関するものが 1 事業所、健康障害防止に関するものが 8 事業所となっています。2024 年からの上限規制の円滑な適用に向けて、事業者の方々には、厚生労働省が策定した「労働時間適正把握ガイドライン」に基づいて、労働時間の適正な把握をお願いしたいというのが第 1 点です。また、36 協定の締結に当たりましては、今現在、適用猶予期間中ですが、この期間中においても限度時間を勘案していただき、厚生労働省が作成いたしました「36 協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針」があり、指針に沿ったご対応をお願いしたいと思っています。

上限規制の対応に当たって、1 か月単位、1 年単位の変形労働時間制の活用も有効ですので、自社の働き方に合った労働時間制度の導入についてもご検討いただければと思っています。

なお、新潟労働局では、各監督署に設置している労働時間相談支援班というものがあり、法令や労働時間制度に関する説明、助言を行っていますのでお気軽にご相談ください。また、働き方改革推進支援センターでは、各種専門家による生産性向上に向けた相談支援等も行っていきますし、労働時間削減のための助成金など、各種の支援策を設けていますので、ご活用いただきたいと思います。

働き方改革は、長時間労働削減などにより魅力のある職場づくりを行うことで、建設業の担い手不足の解消にも寄与するものと考えており、適用猶予期間においても事業所毎に支援策もご活用いただきながら、労働時間の削減に向けた自主的な取り組みを行っていただくようお願いいたします。労働基準監督署にも何なりとご相談いただきたいと思います。

(日本建設業連合会北陸支部)

臨検の数の推移がどうなっているかをお教えください。また、違反の数の傾向や指摘を受けている事業所数の中長期的な変動、改善傾向の状況にあるのか、危惧している状態なのかといった傾向についても併せてお教えください。

(新潟労働局)

過去3年間の数字ですが、令和3年度は長時間労働に関する内容で言えば547事業所、令和2年度は473事業所、令和元年度は867事業所となっています。労働基準監督署で実施した臨検監督の事業所数は、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって数は減っています。新型コロナウイルス感染症が増えたところに医療関係等には実施できず、数が減っているところでは、

違法な時間外労働につきましては、年々、若干ですが減少傾向にあります。これは適用猶予が終わる時期も近づいており、時間外労働削減についての意識が浸透し、違反自体が減ってきているところです。しかし、新型コロナウイルス感染症の関係で人員を削減しながら事業を継続している事業者もあり、新型コロナウイルス感染症が収まってくるとお客さんが増えて仕事も増え、現有勢力で対応しなければいけないというところで、時間外が増えてくるという傾向もあります。時間外労働の80時間を超える事業所は、令和元年度が35.1%、令和2年度40.8%、令和3年度45.5%となっています。新型コロナウイルス感染症の影響もあると思いますが、80時間超えの長時間労働のパーセンテージが増えているといった状況です。

賃金不払残業については、水準的にはあまり変化がないところです。

健康障害防止等についても大きな変化はありませんが、傾向としては違法な長時間労働は全体的には減っていますが、80時間を超える時間外労働で違反している事業者が逆に増えているといった傾向があります。

(日本建設業連合会北陸支部)

労働時間の把握については、客観的なデータに基づいて把握することが基本となっていますが、臨検においても指導されている事項があればお教えてください。例えば、上司が確認しているという場合はどういうやり方であれば認められるのかをお教えてください。

(新潟労働局)

客観的な把握でいえば、一般的にはタイムカードやIDカードで把握する方法があり、出勤退勤が分かるかと思いますが、特に、建設業の現場では全てにそういったものが置かれているということはないと思いますので、適正な自己申告をしていただいて管理をしていただければ、違反ということにはなりません。ただし、それが適正に運用されているかどうかの問題となります。現場代理人等が間違いなく自己申告が上がってきたときに確認する形が取れば、その自己申告の内容が信憑性を帯びていることとなりますので、本人の申告プラス管理者の確認、現認といったダブルでの確認をしていただければ良いと思います。日々確認することであり、簡易かつ確実にを行うため、皆さんからのご意見もいただきながら詰めていき

たいと思います。「適正把握のためのガイドライン」もありますので、参考にさせていただきながら進めてください。

(日本建設業連合会北陸支部)

例えば、下請の協力会社が一旦会社を集まり、その後に遠くの現場に30分、1時間かけて移動する場合は、拘束している時間は残業時間として賃金を払わなければいけないという認識でよろしいでしょうか。

(新潟労働局)

お話があったとおり、会社が集まったところから指揮命令下に入りますので、そこからの現場への移動の部分につきましては労働時間という算定になります。

■建設業界における労働災害防止に向けた取組みについて

(日本建設業連合会北陸支部)

日建連では、建設業における「働き方改革」及び「担い手確保」として、①施工の効率化、②品質・安全性の向上、③重層下請構造の改善、④適正な賃金水準の確保、⑤週休二日制の実現等に取り組んでおります。

また、担い手不足の対策として、従来の技能実習生に加え、外国人建設就労者の現場入場も増えてきている状況から、会員企業の現場において、特定技能外国人が安全に、かつ処遇面を含めて安心して働ける現場環境を目指して「特定技能外国人 安全安心受入宣言」(平成31年4月)に基づき取り組んでおります。

このように、建設業においては、技術者、技能者並びに熟練工等の不足、高齢化が進行しており、更に外国人労働者の就労など、現場の安全管理等にも影響を及ぼしかねない要因が生じてきております。

建設業では、死亡災害の中で「墜落・転落」(38.2%)によるものは依然として多い状況です。また、休業4日以上死傷災害についても、「転倒」・「墜落・転落」(40.6%)が多い状況です。就業者の高齢化や未熟練者リスクなども考えられますことから、日頃からリスクアセスメントの実施や新規入場者への安全教育をさらに徹底する必要があります。このような建設業界の状況を踏まえて、新潟労働局様が取り組まれている対策等がありましたら、お聞かせください。

加えて、昨年も資料をいただいているところですが、原則フルハーネス型としている墜落制止用器具の、墜落時の落下距離に応じた適切な使用方法の徹底や、対策の好事例などの情報がありましたら、お聞かせください。

(新潟労働局)

建設現場では高齢化が進んでおり、「エイジフレンドリーガイドライン」を配布しておりますが、これを浸透させなければならないと考えています。また、外国人労働者についても、進んで受け入れている企業では、怪我に繋がらないように玉掛けなどの技能講習を受講させて災害防止の取り組みをされています。県内の技能講習機関において、全ての外国人に対して講習を実施することは難しい部分もありますが、今後整備されていくと思います。安全教育の内、技能講習だけは通訳を付けることができますが、全教育をより実効性のあるものにするには、その基礎となる日本語能力が重要であることから、そういった配慮も必要だと思います。専門的な建設業の用語が通じなければ、危険ですので、資格有りきということにならないようにお願いします。

墜落防止器具については、高さ2メートル以上で作業させる場合は作業床を設けなければならないということは大前提となります。足場には作業床がありますが、屋根、サッシ、外壁工事などでは、作業員の方は足場を点検しながら安全に使用しているのが現状だと思います。また、ランヤードを適正に選定する必要があり、建設現場ではフックをかける位置を自分の腰より上にかけるタイプを推奨しております。タイプ1ランヤードを使用することが最善であり、パトロール等で現場に徹底を図っていただいています。また、過去の大雪の災害を教訓として、冬の現場でのリスクアセスメントを徹底することをお願いしているところです。

(日本建設業連合会北陸支部)

外国人労働者の言葉の問題のお話がありましたが、例えば、外国人の方が資格を取るのに、対面ではなく、Webで取る方法もあると思います。その資格を取っても、言葉の問題というものがついて回りますが、労働局としてはどのようにお考えでしょうか。

(新潟労働局)

コロナ禍になってからWebに関する質問増えています。特別教育は事業者の義務になっており、会社の中で教官と受講者がそれぞれ別室にいてリモートで実施する場合がありますが、その中に管理する人が見ていなければだめだと定義付けています。技能講習の場合については、労働局長が登録している団体でしか開けません、規則に則ったやり方で行っています。Webでは不可ということではありませんが、教室で生徒がWeb受講し、後ろには実施管理者がいますので一般的な技能講習とほとんど変わらない形となっています。きちんと管理する者がいてWebでやられているのであれば、問題はありますが、実技がある場合は通常どおりやっただいていただいているところです。

外国人労働者については、新潟でWeb講習が普及していない一つの問題点は、受ける方

が少ないということと、日本語が話せない、理解していない方は受けられないということですが、例えば、玉掛けが何かを分からない人に通訳を介してしゃべることとなりますが、倍の時間がかかることから、実質上技能講習機関は対応できないこととなります。大手建設機械メーカーでは、東京や大阪方面に外国人専門の講習機関を持っているところがありますが、そこにはインドネシア語や中国語を話せる先生がいるからです。一番問題となっているのは、資格有りきになってしまい、現場に行って、「危ない」となった場合も、すぐに理解できないと危険であり、資格を取ったからよいということではなく、日本語が通じて皆さんの現場で指図が分かるという方向にしなければなりません。ただ単に資格を取ったから現場に入ってよいということにならないよう注意してください、ということをお局からも常々お願いしているところです。

(日本建設業連合会北陸支部)

資料もいただいておりますが、一人親方の災害が多く、来年の4月1日から作業を請負わせる一人親方に対する措置が義務化されます。これについては、日建連北陸支部の2022年度労働災害防止安全推進大会でも労働局様から資料をいただき、説明を受けましたが、「作業を請負わせる一人親方に対する措置の義務化」と「同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化」が行われることとなりますが、事業主がそういった措置をとっていたが、一人親方が被災してしまった場合、あるいは、措置を怠って一人親方が被災してしまった場合が考えられますが、現状の労働安全衛生法では、一人親方は保護対象になっていません。法改正された4月1日からは適用になるということで解釈してよろしいかお教えください。

(新潟労働局)

契約が請負契約となっている場合は事業者と労働者の関係にはない状況なので、縛られることはありません。補償の問題では一人親方も保険に入っており、そちらで賄える場合もあるということになります。また実態で判断して、中身は労働者と変わらないということであれば、適用の対象となる可能性もあると思います。

(新潟労働局)

例えば、同じ現場で同じ状況の中で自社の労働者と一人親方に作業をしてもらっている場合に一人親方が労働災害に遭ってしまったという場合は、他の労働者も同じ危険の中で作業したことになる可能性もあるので、責任ということについては従来と変わらないと思いますが、現場全体として安全対策が不十分な部分があることも想定され、元請としての責任の可能性は否定できないと思います。例え労働災害が発生していなくても、危険な部分については改善をお願いすることもあります。その後改善も行わない場合は、労働災害が発生していなくても法律違反が認められれば責任の追及もあります。一人親方ということだけでは

なく、それを端緒として責任が問われる場合もあるということも否定できないということですが、行政の認識としては、一人親方は保険や安全措置も別だということもありましたが、そこで働く他の労働者もおり、現場全体として見ていくということが現在の流れだと考えています。

(日本建設業連合会北陸支部)

今年の1月2日から法改正され、墜落制止用器具については原則フルハーネス型されましたが、今年度の是正勧告指導票の交付に当たり、例えば、旧型を使用していた、高い箇所ですフルハーネスを使用していなかったなどの具体的な指導の内容についてお教えてください。

(新潟労働局)

フルハーネスに関しては、法改正となっていますので指導を進めさせていただいているところです。準備期間もありましたので、どうしようもないというようなことではなく、勘違いがあったということはあるかと思えます。

(新潟労働局)

参考までに、世界的に見ると先進国で胴ベルトを使っていたのは日本だけでしたが、2年間の猶予を経て切り替えたところです。一時期フルハーネスが不足し、その際に輸入品がたくさん入ってきて、JIS規格に適合していないものも出回っています。厚生労働省のホームページにも掲載されていますので、模造品ではありませんが、規格に適合していないものもありますので、ご注意ください。



以 上

<日本建設業連合会北陸支部>

安全環境対策委員長 荒明 正紀

同 副委員長 塩澤 茂喜 山川 義則

同 委 員 昆野 徹也 立川 晃祥 藤田 実 加藤 貴代 浜谷 清二

佐々木悠也 田中 誠次 山田 浩一 羽賀 岳明 酒井 康雄

事務局長 三澤 正人